

チャンピオンすずかわ野球場の安全利用 (軟式野球)に関するルールについて

チャンピオンすずかわ野球場の軟式野球での利用について、バットやボールの改良等により場外飛球が頻発している状況を踏まえ、次のとおり「安全利用に関するルール」を策定しました。

安全・安心な利用について御理解をいただき、ルールに従って御利用いただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、場外飛球の状況が改善されない場合等は、改めてルールの見直しをいたします。

また、ソフトボールでの利用については、本ルールの対象外ですが、安全面に十分に御注意いただき御利用ください。

【利用者について】

- 原則として、小学生以下または60歳以上の方に限定します（指導者等は除く）。
- 以下のいずれかの場合（※）は、中学生以上59歳以下の方の利用も可能とします。
 - ※ バッティングを行わない場合（明らかに場外飛球が生じないトスバッティングを除く）
 - ※ 場外に監視員を配置する場合

【監視員の配置について】

- ・ライト側、レフト側の場外に各1名以上配置し、特にバックボード～ライト間の園路や駐車場、及びテニスコート等への飛球に注意してください。
- ・万一、場外飛球が生じた場合は、笛や声で注意喚起を行うなど、安全確保に努めてください。

【用具及び行為の制限】

- 高反発バット（※）の使用は禁止します。
 - ※ バットの材質にポリウレタン等の反発性を高める素材を一部用いた、複合バット
- いたずらに場外飛球を生じさせる行為は禁止します。

【損害賠償責任保険への加入】

- 必ず損害賠償責任保険に加入してください（※）。

※ 故意・過失により、施設等を破損した場合や第三者に損害を与えた場合は、賠償責任を問われる場合があります

【事故・場外飛球等発生時の対応について】

- 事故が発生した場合は、必ず指定管理者（※）に報告してください。

※ TEL：0463-92-3536（伊勢原市総合運動公園内）

- 場外飛球が発生した場合は、ダッグアウトに設置の場外飛球記録簿へ記入し、回収に危険を伴う場合を除き、ボールを回収してください。

- 負傷者がいる場合は、必要に応じ救急要請、応急処置、警察への通報をしてください。

- 駐車車両等に損害を与え、直ちに所有者等が分からぬ場合は、警察に通報し指示を仰ぎ、連絡先のメモを残すなどしてください。

【誓約書の提出について】

- 御利用いただくにあたり、ルールの遵守について誓約書の提出をお願いします。

- ・提出方法 利用料金のお支払いと同時に、書面で提出してください。
- ・提出先 総合運動公園体育館窓口
または、市ノ坪公園管理事務所（火曜・木曜・土曜、9:30-11:30）
- ・留意事項 誓約事項について良く御確認いただき、チェックのうえ、必要事項を記入してください。お名前は自署してください。

このルールは、

令和4年4月利用分から適用します。

ルールに違反した場合は、利用中止及び登録を抹消する場合があります。

伊勢原市・指定管理者（“元気な伊勢原づくり”共同事業体）